

選 択 約 款

(家庭用暖房割契約)

2023年4月1日

吉田ガス株式会社

(小売登録番号：D00030)

目 次

1. 約款の適用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	3
7. 料 金	3
8. 延滞利息	4
9. 単位料金の調整	4
10. 名義の変更	5
11. 契約の変更または解約	5
12. 精算について	5
13. 設置確認について	5
14. その他	6
付 則	
1. 実施の期日	7
2. 本供給約款の実施に伴う切り替え措置 (別表)	7
1. 料金の算定方法	8
2. 料金表	9
3. 契約最大みなし暖房使用量	12
4. 契約最低通常使用量	12

1. 約款の適用

この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 当社は、一般ガス供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。

3. 用語の定義

- (1) 「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、機器内で燃焼した際に発する暖気を利用して暖房を行う機能を有する燃焼機器をいいます。
- (2) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」(以下「浴乾」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して、浴室で暖房乾燥を行うシステムのことをいいます。
- (3) 「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (4) 「通常期」とは、6月分(5月検針日の翌日から6月検針日まで)から9月分(8月検針日の翌日から9月検針日まで)までをいいます。「暖房期」とは、10月分(9月検針日の翌日から10月検針日まで)から5月分(4月検針日の翌日から5月検針日まで)までをいいます。
- (5) 「ガスメーター使用量」とは、一般ガス供給約款「IV 検針及び使用量の算定」により算定した料金算定期間の使用量をいいます。
- (6) 「みなし暖房使用量」とは、ガスメーター使用量のうち、暖房機器もしくは浴乾の使用によるものとみなす使用量をいいます。
- (7) 「契約最大みなし暖房使用量」とは、契約種別毎のみなし暖房使用量の最大値であり、別表3に定めます。みなし暖房使用量が契約最大みなし暖房使用量を超えた場合は、契約最大みなし暖房使用量をみなし暖房使用量とします。
- (8) 「通常使用量」とは、ガスメーター使用量から、みなし暖房使用量を差し引いた使用量をいいます。
- (9) 「契約最低通常使用量」とは、みなし暖房使用量を算定する際の最低使用量として別表4に定めます。
- (10) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (11) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10%といたします。

(12)「単位料金」とは、9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次の共通条件および契約種別ごとの条件のすべてを満たす場合には、当社に対してこの選択約款による契約を申し込むことができます。

(1) 共通条件

- ① 暖房機器もしくは浴乾を専用住宅または併用住宅において使用すること。ただし、対象とする機器が、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合していない場合等、保安上の問題がある場合は、契約をお断りすることがあります。
- ② 併用住宅においては、1 需要場所に設置するガスメーターの能力が6立方メートル毎時以下であること。
- ③ 本契約の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般ガス供給約款12(1)に定める定例検針日まで(以下「最低利用期間」といいます。)、契約を継続する場合。

(2) 1台契約の場合

- ① 暖房機器もしくは浴乾を1台以上所有し設置していること。
- ② 暖房期において①の機器がガス栓に接続され、または浴乾が使用できる状態にあること。

(3) 2台契約の場合

- ① 暖房機器もしくは浴乾をあわせて2台以上所有し設置していること。
- ② 暖房期において①の機器すべてが同時にガス栓に接続され、または浴乾が使用できる状態にあること。

(4) 3台契約の場合

- ① 暖房機器もしくは浴乾をあわせて3台以上所有し設置していること。
- ② 暖房期において①の機器すべてが同時にガス栓に接続され、または浴乾が使用できる状態にあること。

5. 契約の締結

(1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。

(2) 申し込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。

(3) 適用開始日は次のとおりといたします。

- ① 新たにガスの使用を開始した場合は、ガスの使用開始の日といたします。
- ② 契約種別を変更した場合は、契約種別の変更の申し込みを承諾した日以降の定例検針日の翌日といたします。

(4) 解約日は次のとおりといたします。

- ① 一般ガス供給約款10における解約日の取り扱いと同様といたします。
- ② 適用条件を満たさなくなったことにより解約となる場合の解約日は、適用条件を満たさなくなった日といたします。

(5) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その最低利用期間経過前に解約ま

たは一般ガス供給約款に定める料金へ変更されたかたが、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不
使用による場合はこの限りではありません。((6)において同じ)。

(6) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、最低利用期間経過前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

(7) 当社は、お客さまが当社、当社の親会社である静岡ガス株式会社またはその子会社(会社法第2条第3項の定める子会社をいいます。)に対する支払期限日を経過しても支払われていない債務がある場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

(1) 通常期の通常使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みから算定したガスメーター使用量といたします。

(2) 暖房期の通常使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みから算定したガスメーター使用量から、(3)で算定したみなし暖房使用量を差し引いて算定いたします。

(3) みなし暖房使用量は、暖房期においてガスメーター使用量が契約最低通常使用量を超えた場合に、ガスメーター使用量から契約最低通常使用量を差し引いて算定いたします。ただし、ガスメーター使用量が契約最低通常使用量以下の場合、みなし暖房使用量は0立方メートルとします。また、みなし暖房使用量が契約最大みなし暖房使用量を超えた場合は、契約最大みなし暖房使用量をみなし暖房使用量とします。

(4) 一般ガス供給約款18(6)における日割計算により料金を算定する場合は、ガスメーター使用量の1か月換算使用量にもとづき、みなし暖房使用量を日割計算にて算定します。

(5) お客さまが不在の場合やガスメーターの故障により、検針ができなかった場合の取扱いは、一般ガス供給約款の規定18の使用量の算定と同じ取り扱いにより、通常使用量およびみなし暖房使用量の算定を行うものとします。

7. 料金

(1) 当社は、(別表)の料金表を適用して、料金を算定いたします。

(2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(3) 料金は、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日目(以下「支払期限日」といいます。)までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

8. 延滞利息

(1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

- ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合
- ② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

(2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数
×0.0274パーセント（1円未満の端数切り捨て）

（備考）

消費税等相当額の算定方法は、別表第4の2（3）のとおりといたします。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じとします。

9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により（別表）の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、（別表）のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝ 基準単位料金 + 0.075円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝ 基準単位料金 - 0.075円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

（備考）

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

124,110円

③ 平均原料価格（トン当たり）

（別表）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位

といたします。) およびトン当たりプロパン平均価格 (算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。) をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9748 \\ &+ \text{トン当たりプロパン平均価格} \times 0.0405 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

10. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

11. 契約の変更または解約

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、またはこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合 (4 の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。) には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

12. 精算について

4 の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって一般ガス供給約款 18 で算定する料金と既に料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

13. 設置確認について

(1) 当社は、暖房機器および浴乾が設置・所有されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、機器の設置・使用場所への立ち入りを承認していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款にもとづく契約を解約し解約日以降、一般ガス供給約款を適用いたします。

(2) 暖房機器または浴乾を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、すべての暖房機器および浴乾を取り外した場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。

14. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2023年4月1日から実施いたします。

2. 本供給約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、料金算定期間の末日が2023年4月1日から2023年4月30日に属する料金算定期間の料金は、本供給約款の変更前の供給約款に基づき算定します。

(別表)

1. 料金の算定方法

(1) 料金は、以下のとおりといたします。

- ① 料金は、通常期または暖房期における通常使用量に係る料金と、暖房期におけるみなし暖房使用量に係る料金の合計といたします。
- ② 通常期および暖房期における通常使用量に係る料金とみなし暖房使用量に係る料金は各々、別表2(2)で適用する基本料金と従量料金を合計し、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(2) 従量料金は、基準単位料金または9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から当年3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から当年4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から当年5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から当年6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から当年7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から当年8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から当年9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
- 料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表

(1) 適用区分

① 通常期および暖房期における通常使用量

料金表A 使用量が0立方メートルから9立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が9立方メートルを超え、23立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が23立方メートルを超え、62立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が62立方メートルを超え、151立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が151立方メートルを超える場合に適用いたします。

② 暖房期におけるみなし暖房使用量

料金表Fを適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	936.10円
------------------	---------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	312.54円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,502.60円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	249.54円
------------	---------

ハ) 調整単位料金-

ロ) の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,608.20円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	244.95円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D (消費税等相当額を含みます。)

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,806.20円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	241.77円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E (消費税等相当額を含みます。)

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,838.10円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	241.56円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F (消費税等相当額を含みます。)

(i) 1台契約

イ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	202.44円
------------	---------

ロ) 調整単位料金

イ) の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(ii) 2台契約

イ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	200.79円
------------	---------

ロ) 調整単位料金

イ) の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(iii) 3台契約

イ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	199.69
------------	--------

ロ) 調整単位料金

イ) の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 契約最大みなし暖房使用量

各契約種別における、契約最大みなし暖房使用量は以下のとおりといたします。

① 1台契約（適用となる暖房機器もしくは浴乾があわせて1台の場合）

1ヶ月につき	25立方メートル
--------	----------

② 2台契約（適用となる暖房機器もしくは浴乾があわせて2台の場合）

1ヶ月につき	50立方メートル
--------	----------

③ 3台契約（適用となる暖房機器もしくは浴乾があわせて3台以上の場合）

1ヶ月につき	60立方メートル
--------	----------

4. 契約最低通常使用量

契約最低通常使用量は以下のとおりといたします。

1ヶ月につき	10立方メートル
--------	----------